

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年 10 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500257号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500016号

第1 結論

昭和63年2月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年2月6日から平成元年4月1日まで

昭和63年2月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行う必要があることを知らなかったため、加入手続は行っていなかったが、母から市役所で年金のことについて尋ねるようにと言われたので、同年9月又は10月頃、A県B市役所の窓口に行き、加入手続を行った。

後日届いた一括納付書の金額が大きかったため、C社会保険事務所(当時)に電話し、分割納付書を送ってもらい、金融機関に勤務していた父に納付書と通帳を託し、請求期間に係る国民年金保険料を納付してもらったにもかかわらず、当該期間が未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、
i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、平成元年6月28日にB市において払い出されていること、ii) B市が当時作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿の補記欄を見ると、「1. 6. 28」並びに請求者の厚生年金保険被保険者の記号番号及び厚生年金保険の被保険者期間(S61. 4. 1~63. 2. 6)が記載されていること、iii) オンライン記録における請求者の国民年金第1号被保険者の資格取得(昭和63年2月6日)に係る処理年月日が平成元年7月5日となっていることを踏まえると、請求者については、平成元年6月頃に加入手続が行われたと考えられ、昭和63年9月又は10月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、前述の国民年金被保険者名簿における保険料納付状況欄によると、請求期間後の期間については国民年金保険料が納付されている旨、請求期間については未納である旨の記載となっており、これらの記録状況はオンライン記録の納付状況と一致している。

さらに、オンライン記録によると、請求者の記号番号が払い出された後の平成元年7月17日に、請求者に対し国民年金の過年度保険料に係る納付書が作成された事跡が確認できるが、請求者の請求期間に係る保険料の納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっていることから、同人から請求者の当該期間に係る保険料の納付状況について聴取することができない上、請求者は、父が請求期間に係る国民年金保険料を納付した時期については分からないとしており、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

このほか、請求者又は請求者の父が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500077号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500054号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年9月1日から平成12年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う額より低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかしながら、A社は、令和7年1月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時における同社の事業主は既に死亡しており、令和7年1月当時における事業主に照会したが当該事業主から回答を得ることはできなかった。

また、請求期間当時における請求者の住所地であるB市は、保存期限超過のため当該期間に係る請求者の課税資料を保管していない旨回答しており、請求者も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認することができない。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、請求者と同時期の平成8年9月に複数の同僚の標準報酬月額が従前の記録より下がっているところ、当該同僚からは、請求期間当時における同社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同月額変更届の届出状況並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除額を明らかとする回答は得られなかった。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。